

大阪家裁總第 771 号

令和 3 年 9 月 22 日

山 中 理 司 様

大阪家庭裁判所長 森

純 子



司法行政文書開示通知書

8月31日付け（9月1日受付）で申出のありました司法行政文書の開示（大阪家裁後見センターだより第26回）について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

後見センターだより（第26回）（片面で9枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 総務課 電話 06（6943）5432

後見センターだより（第26回）

1 はじめに

後見センターでは、新たに就任した後見人等¹（保佐人及び補助人については預貯金に関する代理権を有する者に限る。）に対し、後見人等選任審判の効力が発生した日から1か月と3週間以内²に、財産目録（後見人等が就任後初めて提出する財産目録を、特に「初回財産目録」と呼んでいます。）³及び收支予定表（以下、これらを併せて「初回財産目録等」という。）を作成し、提出するよう求めています。また、毎年1回、後見等事務報告書、財産目録、預貯金通帳等の写し等の自主的な提出を求める「自主報告方式」による後見等監督を行っています⁴。

上記書面のうち、初回財産目録等は、後見等事務及び後見等監督の基礎として重要な役割を持っていますので、今回は、初回財産目録等の作成・提出を求める趣旨、作成・提出する際の具体的な留意点について説明します。

2 初回財産目録等の作成・提出を求める趣旨

（1）運用の根拠となる法律の規定

民法上、後見人は、①就任後遅滞なく本人の財産の調査に着手し、1か月以内に、その調査を終わり、かつ、その目録を作成しなければならないとされ（民法853条1項）、また、②就任当初において、本人の生活、教育又は療養看護及び財産の管理のために毎年支出すべき金額を予定しなければならないとされています（民法861条1項）。

¹ 成年後見人、保佐人、補助人及び未成年後見人を総称して「後見人等」という。なお、制度の総称として「後見等」の語を用い、後見等開始の審判を受ける者については「本人」（民法7条参照）で統一する。

² 自薦の後見人等の場合は1か月以内。

³ 未分割の相続財産がある場合には、相続財産目録の作成・提出も求めている。

⁴ 定期報告については、本連載の第13回、第14回や第17回（小窓）、第19回（小窓）も参照されたい。

これらは、成年後見人及び未成年後見人について定めたものですが、後見センターでは、家庭裁判所はいつでも後見人等に対して後見等事務の報告又は財産目録の提出を求める能够性を根拠に（民法863条1項。同項は、保佐では民法876条の5第2項で、補助では民法876条の10第1項でそれぞれ準用されている。）、預貯金に関する代理権が付与されている保佐人・補助人についても初回財産目録等の作成・提出を求めています。

(2) 初回財産目録等の作成・提出を求める趣旨

後見センターが、後見人等に初回財産目録等の作成・提出を求める趣旨は、後見人等において、後見等開始直後の本人の財産を正確に把握し、かつ、把握された財産状況を前提にその増減の計画を立てなければ、そもそも適切な後見等事務を開始・遂行することができないという点にあります。後見人等にとって、初回財産目録を作成し、これに基づいて収支予定を立てることは、あたかも、国家予算の策定に類比することができるといえましょう⁵。

後見人等によって策定された初回財産目録等は、後見人等のその後の財産管理事務につき、後見センターが事前又は事後の監督を行うに当たり、重要な基礎資料となります。それは、あたかも、国家の財政計画が予算によって可視化され、その策定と遂行が事前又は事後に国家財政活動の評価の対象となることに似ています。

まず、後見センターでは、提出された初回財産目録等から監督上の課題（例えば、多額の流動資産の管理、遺産分割、居住用不動産の処分）の有無を確認した上、監督の方針（例えば、後見制度支援信託・後見制度支援預貯金の利用の当否、監督人選任や後見人等の追加選任の要否）を検討しています。また、初回財産目録等とその後にされる後見等事務報告（定期報告）とを併せて見ることで、後見人等の財産管理事務が当初の予定どおりに進捗しているか、進捗していないかったとすればその原因は何か、そこに不適切な財産処理がなかったか、さらには、後見人等における

⁵ 新版注釈民法（25）433頁には、民法861条1項が「後見予算」の支出金額の予定を定めた規定である旨の指摘がある。

解任事由（民法846条）の存在が窺われないか、といった点を判断する資料としています。

以上の点からも明らかのように、初回財産目録等は、その後の後見等監督の基礎として、（おそらく後見等の制度利用者が一般に想像される以上に）実務上の重要性は極めて大きなものがあります。

3 初回財産目録等を作成・提出する際の留意点

(1) 初回財産目録等の作成・提出の困難性

法律の規定やその趣旨については前記2のとおりですが、実際に後見人等に就任して初回財産目録等を作成・提出するとなると、様々な苦労や困難な事柄があることは想像に難くありません。特に、コロナ禍の現状においては、財産を調査したり収支の計画を立てたりするにしても、本人や親族、金融機関や福祉・医療等の関係者の協力・対応にも限度があると思われます。

このような困難性を一気に解決する特効薬はありませんが、後見等開始の申立ての際に手続代理人弁護士が候補者になっている場合には、申立ての段階で本人の財産の調査や収支の計画を十分に行う、弁護士会の推薦を受けて就任する場合には、本人のキーパーソン（申立人や入居施設の職員等）に早くアポイントメントを取るなどの対応を引き続きお願いします。

(2) 望ましい初回財産目録等

後見センターには、日々、多数の初回財産目録等が提出されます。これらの中には、後見等事務の基礎資料として十分とはいえないものもあり、このような初回財産目録等が提出された場合、後見センターでは、修正や裏付け資料の追完等を求めています。以下では、具体例を挙げながら、望ましい初回財産目録等について説明します。

ア 初回財産目録～預貯金・現金の一切（大半）が不明なケース～

様々な事情から財産調査を進めることが困難であるとして、今後の調査の見通し

等を示すことなく、資産等を「不明」とした初回財産目録が提出される例があります。

しかしながら、これでは、前記2(2)で述べたような初回財産目録等の作成・提出を求める趣旨が全うされず、後見等開始後の本人の生活や療養看護が確保されているのか不明であるといわざるを得ません。他方、就任した後見人等の情報収集能力には、その権限上の制約や時間的な制約、あるいは配分可能な労力の限界があることも否定できません。したがって、適切な初回財産目録等を策定すべき要請と、上記諸般の制約との間で調整点を見出す必要があります。

この点に関し、後見センターは、後見人等が、事案に応じて、所定の期限までに、可能な範囲で財産調査を行った上で、明らかになった結果を報告すれば足りると考えています。それは、すなわち、初回財産目録等においては、当該事案において適切な後見等事務を開始できる程度に、本人財産を把握し、かつ、その増減の計画を立てられるものであることが必要ですが、それで足りるので、必ずしも、本人財産の全体像を完全に明らかにしなければならないわけではないということを意味しています（その後も必要かつ可能な範囲で調査をし、その結果を定期報告において報告するようにしてください。）。

実務上、しばしば問題となる事例として、次のようなものがあります。

(7) 後見等開始事件の記録において本人の財産が明らかになっていない場合

例えば、本人に対する経済的虐待等が後見等開始申立ての端緒となった事案においては、後見人等が事実上の財産管理者から円滑に通帳等の引渡しを受けることができず、事実上の財産管理者との交渉に時間を要し、後見等開始申立ての時点で本人の財産調査がされていないことがあります。

しかしながら、このような事案は、前記2(2)で述べたような初回財産目録等の提出を求める趣旨からはもちろんのこと、本人財産保護の必要性も高いといってよいため、後見センターでは、事実上の財産管理者と交渉中であることのみを理由に、初回財産目録等の作成・提出が大幅に遅れることは相当ではないと考えています。

後見人等においては、事案に応じ、遅滞なく、金融機関等に本人に対する後見等の開始を通知して取引履歴等を入手するなどして本人財産を調査してください（年金受取口座を変更する、口座の解約⁶、通帳の再発行若しくは改印届出を行うことも考えられます。）。また、後見においては郵便物等の回送嘱託の申立て（民法860条の2）を検討することも考えられます。

（1）保佐人又は補助人が本人から財産の引継ぎを受けられない場合

財産管理に関する代理権を有している保佐人又は補助人が、本人が非協力的であるため、本人から通帳等の引渡しを受けられないという事案があります。このような事案では、金融機関等に対して保佐又は補助開始を通知することによって本人が金融機関等の取引を制限される結果、本人の意思や本人との信頼関係が損なわれることは相当ではないという考えに基づき、本人に預貯金の管理を委ねている例が多いようです⁷。

このような場合、後見センターは、本人とのやり取りを通じて明らかになった財産の範囲⁸で、不完全であっても、初回財産目録等の作成・提出をお願いしています。本人とのやり取りに時間がかかる事案や、本人が一切保佐人又は補助人との交渉に応じないという事案があることも承知しています。所定の期限までに初回財産目録等を提出できない事情と今後の財産調査の方針を報告してください⁹。

イ 初回財産目録～多額の現金があるケース～

そもそも現金は、預貯金と異なりその収支が客観的な記録に残らない上、紛失等

⁶ 本人財産の事実上の管理者が本人財産を費消する危険がある事案においては、初回財産目録を作成する前であっても、「急迫の必要がある行為」（民法854条）としてこのような法律行為をすることができると考えられる。

⁷ 他方、保佐人又は金融機関等との取引に関する同意権が付与された補助人において、同意権を行使する機会を確保するため金融機関等に保佐又は補助開始を通知して本人の預貯金を管理するという手段を探る例はほとんど見られない。

⁸ 例えば、通帳等の管理は本人に委ねつつも一定の時期に通帳を確認する、本人財産の大部分は保佐人又は補助人が管理する口座で管理しつつ、本人が管理する口座に定期的に送金して、その口座については保佐人又は補助人が干渉しないなどの方法を探った事例がある。

⁹ 事案によっては、保佐人又は補助人において、預貯金に関する代理権付与審判の取消しを申し立てることも検討する必要がある。

の危険もあるため、後見人等が多額の現金を管理する場合、後見等事務の適正さに疑義が生じることがあります¹⁰。

そのため、当該事案において、後見人等が多額の現金を保管して本人財産を管理する手法が不合理であり、後見人等の裁量を逸脱・濫用するものであると判断される場合には、後見人等に対して現金の全部又は一部を預貯金口座に預け入れるなどの方法で改善するよう指示することがあります¹¹。なお、いくらをもって多額であるかについて一概にはいえませんが、特段の事情もないのに、1か月の現金流量を大幅に超える現金については管理上の問題があるといえる場合が多いと考えます。

ウ 初回財産目録～預り金口における本人財産の管理～

後見人等が金融機関等に預り金口を開設して、その口座において本人の財産のみならず、後見人等が他の依頼者等から受け取った預り金をも管理している事案を見ることがあります。

しかしながら、このような管理の方法は、本人の財産をそれ以外の者の財産と混同して管理するものにほかならず、後見人等が探るものとして相当ではないと考えられます。

エ 収支予定表～裏付け資料が乏しいケース～

収支の予定は、本人や親族等から事情を聴取した上で、預貯金通帳、保険証券、医療機関の領収書等の客観的資料に基づいて立てる必要があります。収支予定表の裏付け資料が乏しい場合、そもそもその収支を前提とした本人の生活が現実的なものであるのか、後見人等がどのような根拠に基づいて後見等事務を行っていく予定であるのかが不明であるため、適切な後見等事務を開始するための資料として十分であるとはいえません。

確かに支出は、一定の予測判断を含むため厳密な金額を記載することが困難です

¹⁰ このような意味では、貸金庫で保管している場合も同様の問題がある。

¹¹ 現金には、本人が入所・入居する施設等が管理しているものもある。このような施設等預入金については、後見人等が直接管理していないことを踏まえ、当該施設等に受領書を発行してもらい、裏付け資料として提出する必要がある。

し、具体的な財産管理の在り方については後見人等の判断に委ねられる部分が大きいことは事実ですが、とりわけ申立時から収支の変動のある費目（年金の受給額、施設利用料等）や生活費、日用品等以外の品目（保険料等）について裏付け資料を欠くことがないように注意してください。

4 終わりに

後見人等は、ひとたび後見等が開始すると、開始の原因が消滅するか本人が死亡するまで本人の財産の管理及び身上保護を適切に行わなければならず、日々の後見等事務においても様々な工夫を重ねていることと思います。

今回テーマとして取り上げた初回財産目録等は、後見人等が就任に当たって最初に作成・提出する書面であり、その後の後見等事務の基礎となるものであって、その重要性は先に述べたとおり、極めて大きなものがあります。後見センターは、後見人等が適切な初回財産目録等を作成・提出することで、後見等事務が円滑に開始されることを期待するとともに、後見人等と家庭裁判所が初回財産目録等を通じて本人の状況・課題等に関する認識を共有することで、よりよい後見等事務が実現できることを期待しています。

以上

委任状について

後見等開始申立事件では相手方が想定されず、委任状の相手方欄を空欄とせざるを得ないためか、事件の特定が不十分な委任状が散見されます。委任状には、裁判所名、事件名及び本人の氏名を記載することで事件を特定してください。また、保佐開始と代理権付与の申立てを同時に行う場合は、事件名を「保佐開始等申立事件」としてください。

専門職を候補者とする場合の書面

①専門職用の候補者照会書、②住所表示に関する上申書及び③欠格事由のないことの陳述書の3点を提出してください。未成年後見人候補者となっている場合には、戸籍に記載するため、候補者自身の戸籍関係書類（戸籍事項全部証明書）も必要となります。

後見登記法に定める登記の嘱託をする際にフリガナも必要となるため、候補者照会書には、氏名のフリガナを忘れずに記載してください。

審判書の住所表示及び送達場所をいずれも事務所住所とする場合は、自宅住所・自宅電話番号まで記載する必要はありません。

住所は○-○-○（ハイフンを使用した記載）ではなく、○丁目○番○号などと記載してください。ハイフンを使用した記載では後見登記ができません。なお、住居番号（○号）の次に部屋番号を記載する際には、○-○○○号と記載することは可能です。

審判書の住所表示を自宅住所とする場合は、住民票（マイナンバーの記載のないもの）も併せて提出してください。

最新版の代理・同意行為目録

右上に【令和3年4月版】と記載されているものが最新の書式になります。主な変更点は代理行為目録1項の財産管理関係のうち④その他の①のチェックボックスに「生活保護」の文言が明記され、同⑤の債権の回収のための「調査」の文言が明記された点です。遺留分侵害額請求や民法13

条1項10号などの民法改正に隨時対応しておりますので、最新の書式を利用した申立てにご協力をお願いします。

各種書式は大阪家庭裁判所後見センターのホームページ（後見サイト）に掲載していますのでご利用ください。

https://www.courts.go.jp/osaka/saiban/13/Vcms3_00000546.html